

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 松島 緑

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 1 ～ 1

	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (50 分)
大 項 目	一 般 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
女性のデジタル人材の育成事業について	本年度より開始となる、女性のデジタル人材の育成事業について、改めて事業の概要とスケジュールについてお伺いします。	
大 項 目	建 設 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
公園の維持管理と今後の公園整備について	令和 4 年第 3 回定例会では市内の公園施設の老朽化とニーズの変化などが課題とされていました。公園施設長寿命化計画に基づき街区公園再整備事業として地域住民の意見を様々な形で集約し、ワークショップ形式の意見交換を実施し意見・要望を可能な限り反映させ、より多くの世代からの意見がいただける仕組みづくりの検討を行う、とのことでした。その後どのように検討し進められたのかお伺いします。	
大 項 目	教 育 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
学校給食の無償化について	近年物価高騰により市民生活に深刻な影響を与えています。特に子育て世帯の家計が一層圧迫しています。 そこで、国における学校給食の無償化についてどの様に把握されているのかお伺いします。	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。



一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 生本 富士代

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2 ～ 1

	一 問 一 答 (有) ・ 無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	保健福祉行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 「5 歳児健診」 の取り組みについ て	令和元年第 4 回定例会にて、私は「5 歳児健診」の導入を求め る一般質問を致しました。当初様々な課題等があり、本市として は、令和 2 年度より 5 歳児相談事業を開始した経緯があります。 昨今、国としても「5 歳児健診」の普及に向け自治体への支援 強化が図られ、こども家庭庁は 2028 年度までに全国で、 100%実施を目指すとのこととあります。本市における「5 歳 児健診」の導入についてお伺い致します。	
②障がい福祉の充 実に向けた取り組 みについて	家族が亡くなった後も、障がい児や障がい者が地域で安心して 暮らせる社会を築くためには、障がい福祉の充実に向けた取り組 みがとても重要となります。そこで、本市における障がい者支援 について、以下の点の現状と課題をお伺い致します。 ① 就労支援について ② 施設入所について ③ 成年後見人制度について	

※議会申合せ事項第 14 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。



	氏 名 生本富士代	ページ 2 ~ 2
大 項 目	保健福祉行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
③身寄りのない高齢者の支援について	近年一人暮らしの増加や親族関係の希薄化を背景に、身寄りのない高齢者は増加すると見込まれます。介護施設への入所または病院に入院する際に必要な身元保証人や、死亡後の遺体や遺品の引き取り手がいない等の状況がある中、民間サービスを利用する人も多くいますが、様々なトラブルも発生している現状です。 身寄りのない高齢者のために、身上保護の観点と、孤独・孤立を防ぐ対策として、公的に利用できる「身元保証制度」の必要性を感じるところです。市のお考えをお伺い致します。	

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年 恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 柏野 大介

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 3～1

	一 問 一 答 (有・無)	質問所要時間 (70 分)																																																
大 項 目	1. 社会的養育の推進における里親登録の拡大について																																																	
小 項 目	質 問 の 要 旨																																																	
①児童虐待対応件数について	児童虐待の防止や子ども家庭支援の強化に向け、法律や制度は整備されてきましたが、児童虐待の相談対応件数は過去最高を更新し続いています。恵庭市における児童虐待相談件数は 2023 年で 175 件ということですが、2024（令和 6）年の状況について伺います。 (件) <table><thead><tr><th>年度</th><th>身体的虐待</th><th>心理的虐待</th><th>ネグレクト</th><th>性的虐待</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>H29 (2017)</td><td>9</td><td>38</td><td>13</td><td>1</td><td>61</td></tr><tr><td>H30 (2018)</td><td>16</td><td>60</td><td>15</td><td>0</td><td>91</td></tr><tr><td>R1 (2019)</td><td>25</td><td>67</td><td>9</td><td>0</td><td>101</td></tr><tr><td>R2 (2020)</td><td>50</td><td>79</td><td>10</td><td>0</td><td>139</td></tr><tr><td>R3 (2021)</td><td>50</td><td>60</td><td>26</td><td>3</td><td>139</td></tr><tr><td>R4 (2022)</td><td>53</td><td>74</td><td>34</td><td>0</td><td>161</td></tr><tr><td>R5 (2023)</td><td>37</td><td>105</td><td>31</td><td>2</td><td>175</td></tr></tbody></table> ■ 身体的虐待 □ 心理的虐待 □ ネグレクト ▨ 性的虐待		年度	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計	H29 (2017)	9	38	13	1	61	H30 (2018)	16	60	15	0	91	R1 (2019)	25	67	9	0	101	R2 (2020)	50	79	10	0	139	R3 (2021)	50	60	26	3	139	R4 (2022)	53	74	34	0	161	R5 (2023)	37	105	31	2	175
年度	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計																																													
H29 (2017)	9	38	13	1	61																																													
H30 (2018)	16	60	15	0	91																																													
R1 (2019)	25	67	9	0	101																																													
R2 (2020)	50	79	10	0	139																																													
R3 (2021)	50	60	26	3	139																																													
R4 (2022)	53	74	34	0	161																																													
R5 (2023)	37	105	31	2	175																																													
②職員体制の強化について	恵庭市においても、養育支援訪問事業や支援対象児童等見守り強化支援事業など支援を拡大しているところですが、組織における体制の強化も重要です。 市では、2023 年にえにわっこ応援センターを開設するなど、体制の変更も行なっているところですが、2022 年以前と比較して、職員体制は強化されているのか伺います。																																																	
③里親登録の拡大について	社会的養護を必要とする子どもが、健やかに成長していくためには、できるだけ小規模で家庭的な養育環境を整えていくことが重要です。北海道がこの度策定した「北海道こども計画」でも里親等への委託の推進が掲げられていますが、里親委託率は微増にとどまっており、北海道の取り組みだけでは限界があります。道としても、旭川に里親支援センターを設置し、里親委託率の向上に取り組んでいるところですが、恵庭市としても里親登録の拡大に積極的に取り組むべきです。現状の里親登録件数、委託件数の推移と、今後の里親登録拡大に向けた取り組みについて伺います。																																																	



	氏 名 柏野 大介	ページ 3～2
大 項 目	2. 市営住宅の入居要件について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
持ち家がある場合の入居申込について	恵庭市でも高齢世帯の増加や世帯構成の変化に伴い、これまでと違った形で住まいの確保に困る市民が増加しています。そのひとつが、持ち家があっても、老朽化によって住み続けることが難しいケースです。 公営住宅法では、入居の要件として、「現に住宅に困窮していることが明らかである」としており、持ち家があったとしても、その状況によっては申込が可能とされています。 市では、公営住宅法の規定に則り、現に住宅に困っていることなどの入居資格を記載していますが、そこには、持ち家のある方は申込できませんと明確に記載がされています。 市においても、個別の相談によっては、持ち家があっても申込ができる場合があるようですが、そのことは全く記載されておらず、実際に窓口で相談した結果、住宅の所有を理由として認められなかったケースもあるようです。 今後高齢化のさらなる進展を考えると、単身入居などと同様に、どういう場合には、入居の申込が可能なのか要件を明らかにした上で、個別のケースに対応するべきだと思いますが、お考えを伺います。	
大 項 目	3. 産業基盤の整備について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
市街化調整区域の道路補修について	市は 2016 年に恵庭市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点に立った更新や維持管理を進めてきました。この計画では、インフラも含めたすべての施設が対象とされていますが、インフラについては、市街地拡大の意向もあり、総量抑制とはなっていません。 結果として、新たに開発された市街地では、新たな道路や上下水道が整備されるものの、既存市街地における道路の維持補修などはなかなか進んでいませんでした。 2022 年から 2024 年にかけては、生活環境改善要望対策事業を実施し、主に市街地における市民要望に対応してきました。一方で、市街化調整区域における道路補修は、一次産業の基盤として重要な役割を果たしながら、予算の制約もあり、遅れがちとなっているように感じます。 今後、農畜産業を振興していくためにも、市街化区域とは別枠での予算確保が必要ではないかと思いますが、ご所見を伺います。	

※議会申合せ事項第 14 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏 名 柏野 大介	ページ 3～3
大 項 目	4. 障がい者の人権を守ることは行政の責務	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
①原告は労働者であったのか	現在、裁判となっている市内の牧場における障がい者虐待に関する事案について、市はこれまで原告は労働者ではないという見解に基づいて、当該牧場主らを「いわば里親である」と主張してきました。 報道によれば、原告らの1人が怪我をした際に、労災の申請が行われていたということですが、そうであれば、これまで市が主張してきた労働者ではないという説明が根本的に覆ることになると思います。市の考え、主張に変更はあるのか伺います。	
②労災申請における市の援助について	また、この労災申請に関して、市や市の職員が書類の作成について助言を行うなど、関与したことはあるのか伺います。	
③裁判経過の公開と見通しについて	市はこれまで裁判の経過について、市民に対しても適宜適切に公表を行う旨を答弁してきました。前回の公判において、急きょ市の代理人が公判を欠席し、予定していた審理が進行しないこととなりましたが、6月4日の時点で、第8回口頭弁論に関する説明はウェブサイトに掲載されていません。説明ができない理由は何か伺います。 また、裁判に関して、5月下旬から6月上旬にかけて、進行協議が行われたものと思いますが、その内容がどのようなものであり、次回の裁判日程がどうなったのか、今後の見通しについても伺います。	

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 新岡 知恵

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2～1

	一 問 一 答 (有)	質 問 所 要 時 間 (6 0 分)
大 項 目	1、ひとり親家庭等支援について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
	子どもの貧困対策は、全ての子どもの可能性が十分に発揮される環境を整備し、健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要です。子どものいる世帯の約 1 割はひとり親世帯であり、その約 4 5 %が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、子どもの貧困対策として喫緊の課題です。 こども家庭庁では、ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保等支援策」、「経済的支援策」の 4 本柱により施策を推進しています。恵庭市においてもさらなる支援拡充が必要だと考えます。以下について恵庭市の現状を伺います。 (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (2) ひとり親家庭等就業・自立支援事業 (就業・自立支援パッケージ) (3) 養育費確保等支援 (4) 児童扶養手当	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。



	氏 名 新岡 知恵	ページ 2～2
大 項 目	2、多子世帯への保育料支援について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
	世帯収入640万円以上の多子世帯における保育料の減免について、恵庭市は国の基準に倣い、小学生となった第1子はカウントしないために、満3歳未満である第2子以降の保育料が減免されないケースがあります。自治体によっては、最年長の子どもの年齢にかかわらず多子として減免もしくは無償としています。多子世帯の経済的負担の軽減の観点から、恵庭市においても減免拡充をすべきと考えますが伺います。	
大 項 目	3、就学援助について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
	就学援助は、子どもを小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの世帯に対して、学用品費や給食費などを一部援助する制度です。昨年の一般質問において、近年の急激な物価高騰に賃金が追いついていない状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担軽減策として、就学援助の対象見直しを問われた際に、「見直しは考えていないが、国の動向を注視しつつ、社会情勢や地域の実態を踏まえながら、総合的に判断していく必要がある」との答弁でした。 部活動の地域展開が進められると、クラブ活動にかかる経済的負担の増加が予想されます。加えて、現在、給食費見直しを恵庭市は検討しており、来年度から値上げされる見通しです。恵庭市の教育環境に変化が生じている中で、経済的理由によって子どもの学びに影響を与えないように、就学援助の対象とりわけ準要保護世帯の要件見直しを検討すべきと考えます。あらためて市教委の考えを伺います。	